国住生第 51号 国住指第587号 平成20年5月1日

日本建築士連合会会長 殿日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

建築指導課長

地方税法施行規則附則第7条第8項第2号の規定に基づく証明書について

地球温暖化防止に向けて家庭部門の CO 2排出量の削減を図るため、平成20年度税制改正において、既存住宅の熱損失防止改修工事を行った場合の所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置が創設されました。

本通知は、固定資産税額の減額措置の適用を受けようとする者が市町村に提出する証明書(記4の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われたことについて建築士等が証明する書類。以下「固定資産税減額証明書」という。)の発行等についてお示しするものです。

貴職におかれましては、貴団体会員の建築士に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。

記

#### 1 固定資産税額の減額措置の概要

平成20年1月1日以前から所在する3の要件を満たす住宅のうち、人の居住の用に供する部分(貸家の用に供する部分を除く。)について、平成20年4月1日から平成22年3

月31日までの間に4の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われた場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税額(1戸当たり120㎡相当分までに限る。)を3分の1減額するものです。

この固定資産税額の減額措置(以下「減額措置」という。)は、熱損失防止改修工事が完了した日から3か月以内に、市町村に対して、固定資産税減額証明書を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。

## 2 根拠条文等

- ・地方税法附則第15条の9第9項から第12項まで
- ・地方税法施行令附則第12条第35項から第41項まで
- ·地方稅法施行規則附則第7条第8項第2号
- ・平成20年国土交通省告示第515号及び第516号(4において「告示」という。)

## 3 対象となる既存住宅の要件

減額措置の適用対象となる既存住宅は、平成20年1月1日以前から所在する(1)又は(2)のいずれかに該当する住宅とされています。

- (1) 区分所有に係る家屋以外の家屋で、次のいずれにも該当するもの
  - ① 人の居住の用に供する部分の床面積の、当該家屋の床面積に対する割合が2分の1以上であるもの
  - ② 貸家の用に供する部分以外の人の居住の用に供する部分を有するもの
- (2) 区分所有に係る家屋の専有部分で、次のいずれにも該当するもの
  - ① 人の居住の用に供する部分の床面積の、当該専有部分の床面積に対する割合が2分の1以上であるもの
  - ② 貸家の用に供する部分以外の人の居住の用に供する部分を有するもの

所得税額の特別控除と異なり、居住者以外の者が工事費用を負担した場合であっても、当該住宅において4の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われた場合には減額措置の適用対象となります。

# 4 熱損失防止改修工事の要件

減額措置の適用対象となる熱損失防止改修工事は、(1)及び(2)の要件を満たす熱損失防止改修工事とされています。

(1)次の表における①の改修工事又は①の改修工事と併せて行う②から④までの改修工事で、 各改修部位が施工後に新たに次の表の各項のいずれかに該当することとなる熱損失防止改 修工事であること

熱貫流率	建具等の仕様

告示別表1-1の基準値	告示別表2-1に該当
以下	
夏期日射侵入率	建具等の仕様
告示別表1-2の基準値	告示別表2-2に該当
以下	
熱貫流率	熱抵抗
告示別表3の基準値以下	告示別表4の基準値以上
	以下 夏期日射侵入率 告示別表 1 - 2 の基準値 以下 熱貫流率

## 備考

- (i) ②から④については、告示別表4において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されていますが、補足として、別表に断熱材の必要厚さを地域別に示します。
- (ii) ②から④については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いないことに留意して下さい。

### (2)(1)の要件を満たす熱損失防止改修工事に要した費用の額が30万円以上であること

(1)の要件を満たす熱損失防止改修工事と併せて行われた熱損失防止改修工事に直接 関係のない費用の額は、熱損失防止改修工事に要した費用の額に含まれませんが、対象部 位の断熱性を高める工事に附帯して必要となる改修工事(例えば、外壁に断熱材を施工し た場合に、仕上げ材としてモルタル、サイディング等を施工する工事)については、熱損 失防止改修工事に要した費用の額に含まれます。

## 5 固定資産税減額証明書の発行主体

固定資産税減額証明書を発行できるのは、(1)から(3)までの者(以下「証明書発行者」という。)とされています。

# (1)建築士法第23条の3第1項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士

申請住宅に係る熱損失防止改修工事の設計及び工事監理をした建築士は、当該工事の内容及び費用を把握しているため、設計及び工事監理に関する業務の一環として、固定資産税減額証明書を発行することが望ましいところです。

- (2) 建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

#### 6 熱損失防止改修工事証明書の発行事務

## (1)証明内容

証明書発行者においては、申請住宅について4の要件を満たす熱損失防止改修工事が行われたことについて、申請者から提出された(2)の書類により審査を行った上で、又は必要に応じて現地調査を行った上で、熱損失防止改修工事証明書を発行して下さい。

## (2) 熱損失防止改修工事証明書の発行のための提出書類

証明書発行者においては、申請者から以下の書類又はその写しの提出を求め、(1)の証明内容等を確認して下さい。

その際、申請住宅に係る熱損失防止改修工事の設計及び工事監理をした建築士において は当該設計及び工事監理の際に用いた書類を可能な限り活用することとし、申請者に過度 の負担とならないよう留意して下さい。

- (i) 申請住宅の所在地が確認できる書類
  - (例)登記事項証明書、固定資産税の課税証明書
- (ii) 4 (1) の要件を満たすこと(改修部位が施工後に新たに4 (1) の表の各項のいずれかに該当することとなる熱損失防止改修工事が行われたこと)が確認できる書類
  - (例) 熱損失防止改修工事の設計図書、熱損失防止改修工事前後の写真
- (iii) 4 (2) の要件を満たすこと(当該熱損失防止改修工事の費用の額が30万円以上であること)が確認できる書類
  - (例) 熱損失防止改修工事費用の領収書

#### (3) 熱損失防止改修工事証明書の記載事項の留意点

区分所有に係る家屋の場合は、熱損失防止改修工事証明書の「家屋番号及び所在地」 の欄には、専有部分の家屋番号及び所在地を記載して下さい。

#### (4) 熱損失防止改修工事証明書の発行手数料

固定資産税減額証明書の発行手数料については、証明書発行者における実費、事務量等を勘案して、適正な額に設定して下さい。

なお、申請住宅に係る熱損失防止改修工事の設計及び工事監理をした建築士において は当該設計及び工事監理に関する業務の一環として証明内容が確認できることに鑑み、 無料又は最小限の実費程度に設定していただくことが望ましいところです。

#### (5) 熱損失防止改修工事証明書の発行に要すべき期間

減額措置の適用を受けるためには、熱損失防止改修工事が完了した日から3か月以内に、 市町村に対して、固定資産税減額証明書を添付して申告を行うことが必要とされています。 このため、固定資産税減額証明書の発行に当たっては、この期限内に申請者が申告できる よう適切に対応して下さい。

# 別表 地域別断熱材の必要厚さ

( I 地域)	_			_									
	断熱材の		断熱材										
住宅の種類	施工法		部位	の熱抵	(単位 ミリメートル)								
				抗の値	A-1	A-2	В	C	D	Е	F		
		屋根又は天	:井	3.6	190	180	165	145	125	105	8		
	I the det	壁	11 to 1 to 1 or 100 th	2.3	120	115	105	95	80	65	5		
	内断熱工法	床	外気に接する部分	3.2	170	160	145	130	110	90	7		
Aut fate		1 HH . I . fafa	その他	2.2	115	110	100	90	75	65	5		
鉄筋コンクリ		土間床等	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	4		
ート造等の住		の外周部	その他	0.5	30	25	25	20	20	15	1		
宅		屋根又は天	:井	3.0	160	150	135	120	105	85	7		
		壁	<del>1</del>	1.8	95	90	85	75	65	55	4		
	外断熱工法	床	外気に接する部分	2.2	115	110	100	90	75	65	5		
			その他								$\geq$		
		土間床等	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	4		
		の外周部	その他	0.5	30	25	25	20	20	15	1		
	充填断熱工法	屋根又は	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	15		
		天井	天井	5.7	300	285	260	230	195	160	13		
		壁		3.3	175	165	150	135	115	95	7		
木造の住宅		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	11		
			その他	3.3	175	165	150	135	115	95	7		
		土間床等	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	8		
		の外周部	その他	1.2	65	60	55	50	45	35	3		
		屋根又は	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	15		
		天井	天井	5.7	300	285	260	230	195	160	13		
枠組壁工法の		壁		3.6	190	180	165	145	125	105	8		
住宅	充填断熱工法	床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	9		
			その他	3.1	165	155	140	125	110	90	7		
		土間床等	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	8		
		の外周部	その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	3		
		屋根又は天	并	5.7	300	285	260	230	195	160	13		
木造、枠組壁 工法又は鉄骨		壁		2.9	155	145	135	120	100	85	6		
	外張断熱工法	床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	8		
造の住宅			その他							/			
•		土間床等	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	8		
		の外周部	その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	3		

(Ⅱ地域)

住宅の種類	断熱材の 施工法		断熱材 の熱抵		()		y材の原 ミリメ	孠さ ートル	·)		
上 口 7 1 五 5只	/E-1/4		部位	抗の値	A-1	A-2	В	C	D	E	F
		屋根又は天	并	2.7	145	135	125	110	95	80	60
		壁		1.8	95	90	85	75	65	55	40
	内断熱工法	床	外気に接する部分	2.6	140	130	120	105	90	75	60
			その他	1.8	95	90	85	75	65	55	40
鉄筋コンクリ		土間床等	外気に接する部分	1.4	75	70	65	60	50	40	35
ート造等の住		の外周部	その他	0.4	25	20	20	20	15	15	10
宅		屋根又は天	井	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		壁	•	1.5	80	75	70	60	55	45	35
	外断熱工法	床	外気に接する部分	1.8	95	90	85	75	65	55	40
			その他								
		土間床等	外気に接する部分	1.4	75	70	65	60	50	40	35
		の外周部	その他	0.4	25	20	20	20	15	15	10
	充填断熱工法	屋根又は	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
		天井	天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
木造の住宅		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		土間床等	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
		の外周部	その他	1.2	65	60	55	50	45	35	30
		屋根又は	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
		天井	天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
枠組壁工法の		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
住宅	充填断熱工法	床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95
			その他	3.1	165	155	140	125	110	90	70
		土間床等	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
		の外周部	その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
		屋根又は天	并	4.0	210	200	180	160	140	115	90
木造、枠組壁		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
工法又は鉄骨	外張断熱工法	床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85
造の住宅			その他								
		土間床等	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
		の外周部	その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30

(Ⅲ. IV. V地域)

_(Ш, 1V,	V 地										
	断熱材の		断熱材			断索	材の厚	見さ			
住宅の種類	施工法		部位	の熱抵			単位	ミリメ	ートル		
				抗の値	A-1	A-2	В	C	D	Е	F
		屋根又は天	井	2.5	130	125	115	100	85	70	55
		壁		1.1	60	55	50	45	40	35	25
	内断熱工法	床	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50
			その他	1.5	80	75	70	60	55	45	35
鉄筋コンクリ		土間床等	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
ート造等の住		の外周部	その他	0.2	15	10	10	10	10	10	5
宅		屋根又は天	井	2.0	105	100	90	80	70	60	45
		壁		0.9	50	45	45	40	35	30	20
	外断熱工法	床	外気に接する部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
			その他								
		土間床等	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
		の外周部	その他	0.2	15	10	10	10	10	10	5
		屋根又は	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
		天井	天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
木造の住宅	充填断熱工法	床	外気に接する部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
			その他	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
		の外周部	その他	0.5	30	25	25	20	20	15	15
		屋根又は	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
		天井	天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
枠組壁工法の		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
住宅	充填断熱工法	床	外気に接する部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70
			その他	2.0	105	100	90	80	70	60	45
		土間床等	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
		の外周部	その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
		屋根又は天	井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
木造、枠組壁		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
工法又は鉄骨	外張断熱工法	床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70	55
造の住宅			その他								
		土間床等	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
		の外周部	その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15

(Ⅵ地域)

(VI屯政)											
	断熱材の		断熱材				ぬ材の原	-			
住宅の種類	住宅の種類 施工法 部位			の熱抵			単位	ミリメ	ートル	/)	
				抗の値	A-1	A-2	В	C	D	Е	F
		屋根又は天	井	2.5	130	125	115	100	85	70	55
		壁		0.3	20	15	15	15	15	10	10
	内断熱工法	床	外気に接する部分								
			その他								
鉄筋コンクリ		土間床等	外気に接する部分								
ート造等の住		の外周部	その他								
宅		屋根又は天	并	2.0	105	100	90	80	70	60	45
		壁		0.3	20	15	15	15	15	10	10
	外断熱工法	床	外気に接する部分								
			その他				//			/	
		土間床等	外気に接する部分			//	/			/	
		の外周部	その他								
	充填断熱工法	屋根又は	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
		天井	天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
木造の住宅		床	外気に接する部分								
			その他			//	//			/	
		土間床等	外気に接する部分			/				/	
		の外周部	その他								
		屋根又は	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
		天井	天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
枠組壁工法の		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55
住宅	充填断熱工法	床	外気に接する部分								
	2 - 2 1.71,7111		その他								
		土間床等	外気に接する部分								
		の外周部	その他の部分								
		屋根又は天	·并	4.0	210	200	180	160	140	115	90
木造、枠組壁		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
工法又は鉄骨	外張断熱工法	床	外気に接する部分								/
造の住宅			その他				$\overline{}$			$\overline{}$	
		土間床等	外気に接する部分			$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$	
		の外周部	その他の部分			$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$	
		. / . /				_	_		_	_	_

吹込用セルローズファイバー断熱材25K

吹込用ロックウール断熱材 65K相当

吹込用セルローズファイバー断熱材45K、55K

記号	断熱材の種類	記号	断熱材の種類
A-1	吹込用グラスウール(施工密度13K、18K)	D	高性能グラスウール断熱材 40K相当
	タタミボード (15mm)		高性能グラスウール断熱材 48K相当
	A級インシュレーションボード (9mm)		A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号
	シージングボード(9mm)		A種押出法ポリスチレンフォーム保温板2種
A-2	住宅用グラスウール断熱材 10K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板1種
	吹込用ロックウール断熱材 25K		建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1
В	住宅用グラスウール断熱材 16K相当		建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種2
	住宅用グラスウール断熱材 20K相当		A種ポリエチレンフォーム保温板3種
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号		A種フェノールフォーム保温板2種2号
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種1号	Е	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種2号		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号
С	住宅用グラスウール断熱材 24K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種2号
	住宅用グラスウール断熱材 32K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種3号
	高性能グラスウール断熱材 16K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種4号
	高性能グラスウール断熱材 24K相当		A種フェノールフォーム保温板2種3号
Ì	高性能グラスウール断熱材 32K相当	F	A種フェノールフォーム保温板1種1号
	吹込用グラスウール断熱材 30K、35K相当		A種フェノールフォーム保温板1種2号
	住宅用ロックウール断熱材(マット)		
	ロックウール断熱材(フェルト)		
	ロックウール断熱材(ボード)		
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1号		
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板2号		
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板3号		
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板1種		
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3		
	A種ポリエチレンフォーム保温板2種		
	A種フェノールフォーム保温板2種1号		
İ	A種フェノールフォーム保温板3種1号		
	A種フェノールフォーム保温板3種2号		